

# 郵送による戸籍謄本等の請求書

越谷市長 宛

下記書類を請求いたします。(※消せるボールペン使用不可)

令和 年 月 日

請求者	住所				
	氏名	Ⓜ	生年月日	年 月 日	
	電話	自宅又は携帯	勤務先		
請求する書類	本籍	越谷市			
	筆頭者	(戸籍のはじめに書かれている人。亡くなくても変わりません) 生年月日 年 月 日			
		謄本(全部)	抄本(一部)	必要な方の名前	手数料
	戸籍	通	通		1通 450円
	除籍	通	通		1通 750円
	改製原戸籍	通	通		
	戸籍の附票	通	通		1通 200円
	身分証明書		通		1通 200円
	不在籍証明		通		
	その他( )		通		1通 200/350円
請求者と必要な書類との関係	本人 親子 夫婦 孫 祖父母 代理人 その他(具体的に )				
使いみち(提出先等)	パスポート 年金申請(国民年金・厚生年金・共済年金・その他) 相続( ) その他( ) ※附票の請求で過去の住所から繋げたい場合は、いつ頃この住所が必要か記入してください。 ( 年 月 日頃 住所: )				

<注意>この書類のほかに下記のを同封し郵送してください。

① 手数料 郵便局発行の定額小為替(※未記入のもの)をお送りください。

② 返信用封筒 切手を貼付のうえ、住所・氏名を記載してください。

原則住民登録地に返送します。転送不可の印を押して返送しますので、転送先に送付を希望される場合には、下記に理由を記入して、転送先に居住していることの証明(公共料金の領収書等の写し)を同封してください。

(理由: )

③ 本人確認書類(氏名・住所が確認できるもの)

(1)運転免許証・マイナンバーカードなど官公署発行の本人確認書類のコピー

(2)健康保険証・年金手帳(または証書)・社員証・学生証などのコピー

※(1)の場合は1点。(2)の場合は2点必要です。

※住民票の写しや個人番号通知カードは本人確認書類として利用できませんのでご注意ください。

④ 戸籍に記載されている方以外の請求は、自己の権利の行使や義務を果たす必要がある等の理由を記入して頂くと共に、疎明資料の写しの送付が必要となります。

※ その他不明な点がございましたら、市民課(048-963-9152)にお問合せください。

<注意>偽りその他不正の手段によって交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。

(戸籍法第133条)

送付先 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所 市民課

